

1. 対象事業名

モンゴル国税務教育システム構築調査

2. 我が国が援助することの必要性・妥当性

(1) 現状及び問題点

モ国政府は、社会主義計画経済から市場経済への移行を積極的に推進しているが、政策の実施能力は依然脆弱であり、歳入不足から巨額の財政赤字を抱えている（2001年度約41百万ドル）。

財政赤字の主因の一つは、モ国の徴税能力の低さにある。国税庁税務職員
の課税、徴収、検査に関する知識は大きく不足しており、その結果として
多くの徴税機会を逃している点が指摘されている。

税務職員
の能力不足は、その脆弱な教育システムに起因している。税務職員
の教育カリキュラムは初級の一般的な内容の枠を出ていない。教科書は
存在せず、教育担当者は中央に2名、各市県区の税務署に1名ずついるのみ
である。加えて、上記のような脆弱な教育システムを改善していくための
中長期的な計画、ビジョンは現在のところ存在していない。

(2) 国家開発計画、地域開発計画、分野別計画などの計画と当該案件の整合性

モ国政府は、政府行動計画（2000年～2004年）において、教育の充実、富
の公平な分配、合理的な社会福祉・保障制度の導入、地域格差の是正、能
率的で国民の負託に応えうる行政の確立、等を掲げている。しかしなが
ら、上記の基盤となる公共事業を支えるのは十分な国家歳入であり、それ
は安定した税収入によりもたらされる。

(3) 他国機関との関連事業との整合性

USAIDは、法人税とVATについて、国際競争力のある税体系の構築を目指した支援を行っている。同協力と本調査は、前者が税徴収の枠組みを決定し、後者が税徴収の機能を強化する点で相互補完性が高い。当該分野に係る他の目立った協力は行われておらず、徴税機能強化支援分野はJICAのみが実施していると言える。

(4) 我が国の当該への基本的援助方策との整合性

国別事業実施計画においては、重点課題「市場経済意向のための知的支援、人材育成」において、財政赤字の問題の解決に向け、徴税システムの改善を目指した協力を継続的に行っていく旨が明記されている。これまでJICAは同分野で1) 制度設計と2) 情報管理システム構築を支援しており、今回の人材育成支援はそれらに続く協力と位置づけられている。

3. 事業の目的

- (1) モ国国税庁の税務職員教育システムの基盤を構築する。
- (2) これまでにJICAが提案・構築した制度・組織体制を円滑に実施・運用するための支援を行い、モ国の徴税分野における制度・組織インフラを強化する。

4. 事業の内容

- (1) 対象
 - (a) 調査対象：ウランバートル市を中心とするモンゴル国全国
 - (b) 技術移転の対象：国税庁幹部候補生、教育情報センター講師候補者
- (2) アウトプット
 - (a) 税務教育システム構築計画の策定
 - (b) 教育カリキュラムの改訂

(c) 基礎教材の作成

(d) 税務教育関連知識、教授法、税務関連知識の移転

(e) JICAが提案・構築した制度・組織の円滑な運用へ向けた提言

(3) インプット：以下の投入による調査および技術移転の実施。

(a) コンサルタント（分野／人数）

分野	人数	分野	人数
総括／税務教育システム構築計画	1	その他の税	1
副総括／税務教育カリキュラム	1	検査	1
VAT（付加価値税）	1	課税・徴収	1
法人税	1	税務会計	1
所得税	1	納税者広報・租税教育／プロジェクト広報	1

(b) その他

(4) 総事業費

調査に要す費用：約2億円

(5) 調査のスケジュール

2003年11月～2005年7月（1年9ヶ月）

(6) 実施体制

(a) 協力相手国実施機関名：国税庁（GDNT）

(b) 協力相手国実施機関の責任者：国税庁長官

5. 成果の目標

(1) 提案計画の活用目標

策定された開発計画、カリキュラム、教材等が国税庁により正式に採用、活用される。

制度・組織運用に関する各種提言がモンゴル政府により採用、実施される。

(2) 活用による達成目標

(a) 教育情報センターの教員数が増加する。

(b) 税務職員の税務教育へのアクセスが向上する。

(c) 研修終了時試験における研修受講者の成績が向上する。

(d) 検査官の租税捕捉率が向上する。

6. 外部要因リスク

(1) 協力相手国内の事情

政策的要因：政権交代等に起因する開発政策の変更による税務教育の優先度低下

(b) 行政的要因：行政機関間の調整の不備等

(c) 経済的要因：経済の不況等による税収の低下

(d) 社会的要因：対象地区における治安の急激な悪化等

(2) 関連プロジェクトの遅れ：

特になし

7. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標

(a) 事後評価に用いる指標

策定した計画に基づき国税庁の税務教育計画が立案され、経済財務省の承認がなされる。

策定したカリキュラム、教材に基づき、税務教育が実施される。

(b) 活用による達成目標の指標

国税庁の教員数、税務教育の受講者数（初級、中級、上級、税目別）、
研修終了時試験の成績、検査官の租税捕捉率

(2) 上記(a)および(b)を評価する方法およびタイミング

フォローアップ調査によるモニタリング (毎年)

事後評価：調査終了後3年後（短期アクションプラン目標年次）

：調査終了後15年後（長期ビジョン目標年次）